

教授

森 克己

KATSUMI MORI



専門分野

憲法 (Constitutional Law)、教育法 (Educational Law)、
社会保障法 (Social Security Law)、スポーツ法 (Sports Law)

主な研究内容

- 児童虐待やいじめ問題など子どもの人権に関するわが国及びイギリスの法制度・理論に関する研究。
- 日本国憲法 25 条の生存権研究に関連する、わが国やイギリス福祉国家の法制度に関する理論的研究。
- ドーピング問題やイギリス 1998 年人権法がスポーツ分野の法的権利義務関係に及ぼす影響、イギリススポーツ団体のチャイルド・プロテクション制度などスポーツ選手の人権問題、ユニバーサル・アクセス権を中心としたスポーツ法学の国際的研究。
- スポーツ事故の法的責任に関する研究。

連携可能な事項

- チャイルド・プロテクション、いじめ問題など子どもの人権問題の現状並びにその対策に関する子どもの人権論の観点からの研究。
- スポーツ法学の研究対象である、ドーピング問題、スポーツ選手の人権問題、ユニバーサル・アクセス権、パブリシティ権、チャイルド・プロテクション、スポーツ事故の法的責任に関する研究

研究のキーワード

子どもの人権 いじめ問題 ドーピング問題 スポーツ事故
スポーツ法学 チャイルド・プロテクション スポーツ選手の人権
安全配慮義務